

判決要旨

延岡市大貫町 携帯帯基地局控訴審

【主文】

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする

【健康被害の存否について】

控訴人らは、症状一覽表記載のとおり症状を訴えていることが認められる。耳鳴りや頭痛などの症状を軽減させるために、自宅の寝室の壁、床、天井をアルミニウム貼りにする改装までしていること、医師により両耳鳴症の診断を受けていることが認められる。控訴人らには、各々が述べるとおりの症状が発生していることが認められる。

係があるか

そもそもかかる研究で指摘されている電磁波による人体への影響は、長期的に携帯電話を頻繁に使用していた者についての神経腫瘍(しうじゅ)および聴神経腫瘍(じょうじゅ)のリスク増加などであり、携帯電話機使用の際の曝露レベルの方が携帯電話基地局からの放射による電磁波よりもはるかに大きいとWHOが指摘しており、WHOは現在、電磁波について、2006年よりは携帯電話基地局ではなく携帯電話使用についてはリスクのみをファクトシートでとりあげていること、IARCも2011年に職業的及び環境曝露によるリスクの評価は証

拠不十分であると位置づけていることも考慮すれば、携帯電話基地局から放射される電磁波が、控訴人らが訴えているような症状を引き起こすことが、控訴人ら主張の研究論文や調査報告により裏付けられているとはいえない。本件基地局から放射される電磁波が、控訴人らの健康被害を引き起こすほど明らか

に異常な強度であることまでは認められない。

【宮田医師の所見書について】

宮田医師の所見を控訴人らの愁訴と別に独自の価値を持つ医学的見解として考慮することは困難であると判断する。

【新城医師の供述について】

新城医師の証言等をもって、本件基地局から発せられる電磁波と健康被害との因果関係を認めることはできないと考える。【マイクロ波のアリリング効果について】

控訴人らは、本件基地局から電磁波が発せられることによりマイクロ波のアリリング効果が発生する旨、特に耳鳴りあるいは頭痛りについては、控訴人らの症状(頭または耳の奥で音を感じていること)がマイクロ波のアリリング効果と符合する旨、したがって本件基地局から離れると症状が消失する旨主張している。各種のレーダー(種類としては、航空管制レーダー、気象レーダー、軍事レーダー、海洋レーダー及び速度規制レーダー等が考えられる)と本件基地局をその出力等の点で同視できるかどうかについては疑問の余地がある。また、控訴人らの主張

についてはマイクロ波のアリリング効果が生じ、ザーザー、カチカチ、シューシュー、ボンボンなど様々な音に説明され、長時間の曝露や繰り返しの曝露はストレスを生じるのでできるだけ避けるべきであると指摘されているが、その後のファクトシートにおいてマイクロ波のアリリング効果は携帯電話や携帯電話基地局と関係つけてその危険性が指摘された形跡はない。本件基地局から放射される電磁波についてマイクロ波のアリリング効果が生じたと認めるのは困難といふべきである。

【総合判断】

現在、控訴人らに各々述べるとおりの症状(健康被害)が発生していることは認められる。この事実は、本件基地局から放射される電磁波と健康被害との間の因果関係を検討する上で出発点とすべきものである。

しかし、電磁波による健康被害を肯定する研究論文や調査報告については、調査研究の方法や論文の内容の偏りを批判する指摘もあり、いまだ、電磁波による健康被害について確立した科学的、医学的知見の存在を認めることはできない状況にあることが認められる。長期的な電磁波への曝露によって、人体の健康への影響が生じるかの研究報告は近時WHO等でも取り上げられているが、証拠はあくまで限定的で、未だ研究途上であり、現段階ではさらなる研究が必要であることを指摘するに

ら発せられる電磁波が、その測定値に照らして、明らかに健康被害を生じさせるほど強力なものであることまでは認め難いこと、新城医師の供述はそれを客観的に裏付ける証拠が十分でない上、新城医師がマンション住民に対して行ったアンケートについてもバイアスがそのアンケート結果に影響を与えた可能性があるため採用し難いこと、本件基地局から放射される電磁波についてマイクロ波のアリリング効果が生じたと認めるのは困難といふべきであることも、考慮する必要がある。

控訴人らの症状(健康被害)の発生時期の認定については、慎重にならざるを得ないことも考慮すると、ノセボ効果についての被控訴人の主張を採用する

か否かにかかわらず、本件基地局の電磁波と控訴人らの健康被害との因果関係についての医学的および科学的観点からの控訴人らの立証は不十分といわざるを得ない。

そうすると、本件全証拠に照らしても、本件基地局から発せられた電磁波が控訴人らの健康被害を生じさせているという事実について、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうる程度の高度の蓋然性(がいぜん)性をもって証明されたと認めることはできない。

以上のとおりで、控訴人らの本件各請求にはいずれも理由がない。

【結論】

よって、当裁判所の判断と同一の原判決は相当であり、本件各控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。



携帯基地局アンテナ